


# 森林の開発には 手続が必要です!!

計画的な開発で  
私たちの安心安全と豊かな緑を守りましょう



森林において、  
面積が1,000㎡を超える開発を行うには、  
京都府豊かな緑を守る条例にもとづく  
協議を行う必要があります。  
面積が10,000㎡を超える開発を行うには、  
森林法にもとづく許可を得る必要があります。

協議を行わず、あるいは許可を得ず開発を行った場合は、  
停止や復旧の命令、処罰を受けることとなります。

お問い合わせ・ご相談は

京都市中丹広域振興局 農林商工部 森づくり推進室 森林管理担当

Tel: 0773-62-2586

URL <http://www.pref.kyoto.jp/forest/>